平成２９年度　調布市立滝坂小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止に関する法令等

・日本国憲法・教育基本法・学校教育法
・障害者差別解消法
・いじめ防止対策推進法
・東京都いじめ防止対策推進条例
・東京都いじめ防止対策推進基本方針
・東京都教育委員会いじめ総合対策
・調布市子ども条例
・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
・調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱
・調布市教育委員会いじめ防止連絡協議会設置要領
・調布市いじめ撲滅の手引き　等

〇教職員の研修

・いじめの未然防止のため、教育相談研修会を年２回実施。
・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料活用
・人権教育推進委員による校内研修

〇児童・生徒のアンケート及び聴き取りの実施

・年３回のふれあい月間を活用し，毎回アンケートを実施する。児童一人一人の状況を把握し、必要な場合は児童への聴き取りを実施する。
・第５学年の児童への、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

目指す児童像

・社会性を身に付けると共に、他人の気持ちを共感的に理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することのできる児童。
・自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とのコミュニケーションを図ることのできる児童。

いじめ防止等に関する学校の目標

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知すると共に、平素から教職員全体で共通理解を図り、いじめの防止に努める。
・いじめ防止等の対策のための「組織」・・・学校いじめ対策委員会及び特別支援教育校内委員会の設置

いじめの未然防止・早期発見のために

【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり

・いじめ防止等の対策のための「組織」
「学校いじめ防止対策委員会及び特別支援教育校内委員会」（毎月実施）
［校長，副校長，生活指導主任，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー，特別支援教室専門員，（学級担任）］
「いじめ対策委員会」（いじめ認知後、随時）
・校長，副校長，主幹教諭，生活指導主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，学級担任の立場から働きかける指導内容
「人権教育プログラム」「調布市いじめ撲滅の手引き」の活用
「わかくさ学級」との交流、都立特別支援学校等の児童との副籍交流
・代表委員会の取組「あいさつ運動」（通年）
・人権週間における児童の主体的な取り組み・「通常級とわかくさ学級との交流給食」（通年）
・スマートフォン・携帯電話等によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育の推進
・生活指導主任会を調布市教育会いじめ防止対策連絡協議会と位置付けたいじめ防止の連携・対策の強化

【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり

・「いじめ相談窓口」担当者・・・管理職、主幹教諭、生活指導主任、不登校対策委員
児童・保護者・地域への周知方法・・・保護者会、学校だより、ホームページなど
・ふれあい月間を活用し、いじめ実態アンケートを年３回実施
・第５学年の児童に対する、スクールカウンセラーによる全員面接の実施

〇目標策定の方針

児童の実態
保護者や地域の願い
学校評議員や学校関係者評価委員会からの意見等

〇保護者・地域との連携

・あいさつ運動や総合的な学習の時間などでの交流
・相談窓口についての周知

〇関係機関・専門機関との連携

（専門家チーム・教育相談所・のがわ教室・きこえとことばの教室・太陽の子・児童相談所・民生児童委員・すこやかなど）

〇学校医・医療機関との連携

〇スクールカウンセラー及びスクールサポーター、特別支援教室専門委員との連携

・巡回相談などにおける児童の実態把握や指導助言
・個別指導計画に基づく個別指導の充実
・第５学年児童に対する全員面接

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討，実施
③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
④見ていた児童への指導
⑤警察やすこやか・児童相談所等との連携
⑥緊急保護者会の開催

具体的ないじめの対応（早期発見・重大事態への対処）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し，学校で組織的に対応する場合）

①実態把握の観点

・関わった児童
・いじめがあった時・場所
・いじめの内容・背景
・児童の心理
・いじめの全体像

②指導・支援の基本姿勢（いじめ認知後）

いじめ対策委員会の設置
（校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・保健主任・特別支援コーディネーター・不登校対策委員・担任・その他関係職員）
・指導方針と指導体制の確立
・教職員の共通理解と連携
・保護者への対応と連携

③＜被害児童の支援＞

・いじめからの保護　・安心できる環境作り
・自己実現が図られる支援　・今後の継続的な支援

＜加害児童の指導＞

・いじめをやめさせる　・相手の苦しみへの気付き
・原因究明と問題解決　・今後の継続的な対応

＜周囲にいる児童の指導＞

・いじめの理解　・被害児童の苦しみへの気付き
・いじめを止める勇気　・今後の継続的な対応

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）

年間指導計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
各教科								「いのちと心の教育月間」				
生活指導	適応指導	SCによる全員面接・ふれあい月間				適応指導		ふれあい月間		適応指導	ふれあい月間	
			あいさつ運動					あいさつ運動				
学校行事	入学式		移動教室	臨海学園				学芸会				卒業式
	始業式		学校公開	終業式	始業式		たきざかタイム		終業式	始業式		修了式
特別活動	集団生活のルール											
	たてわり班活動 →											
道徳								道徳授業地区公開講座				
	節度ある生活習慣	思いやり、親切	礼儀	規則の尊重	信頼友情、男女の協力		国際理解	尊敬感謝	愛校心	公正公平、正義	生命の尊重	
家庭・地域	保護者会	地域訪問		保護者会	個人面談	保護者会			保護者会			保護者会
			地域教育懇談会					学校評価アンケートの実施				